

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、令和三年二月二十五日付けで、次のとおり処分した。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
有限会社 プラウト ヨシモト	由本 俊昭	埼玉県川口市 本町二丁目八 番十四号	三十日間の業務の全部停 止